



指令第180号

一般廃棄物処理業等許可証

住所 茨城県ひたちなか市大字津田2554番地の2
氏名 勝田環境株式会社
代表取締役 望月 福男

令和6年1月18日付けで申請のあった一般廃棄物処理業等については、神栖市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第12条の規定に基づき、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	茨城県ひたちなか市大字津田2554番地の2 勝田環境株式会社 勝田環境RC事業部
許可種別	一般廃棄物収集運搬業
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物 ごみ(可燃ごみ)
営業の区域	神栖市内
営業の許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日
許可条件	業の遂行にあたっては、法律・条例等または指示事項を遵守すること。車両には社名、所在、連絡先を明記すること。また、神栖市の許可車両であることを掲示すること。

令和6年3月11日

神栖市長 石田 進

